

五所川原市廃棄物減量等推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五所川原市の廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を図るため、五所川原市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を配置し、町内におけるごみ減量化の推進と指導を行うものとする。

(任務)

第2条 推進員は、次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) ごみの減量化及び再利用の推進に関すること。
- (2) ごみの適正排出及び分別の指導に関すること。
- (3) 地域の清掃保持等に関すること。
- (4) その他のごみの適正処理に関すること。

(配置及び活動区域)

第3条 推進員は、原則として当該地域に所属する町内会の区域毎に配置する。

2 推進員の活動区域は、当該推進員の所属する町内会の区域とする。

(委嘱)

第4条 推進員は、社会的に信望があり、かつ職務を行うのに必要な識見を有する者で、当該町内会長が推薦する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とする。

(身分証明証の交付)

第6条 推進員には、その身分を証する身分証明書を交付する。

2 推進員が任務を遂行するときは、その身分を明確にするため身分証明書を携帯しなければならない。

(秘密保持等の義務)

第7条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 推進員はその職の信用を著しく傷つけるような行為をしてはならない。

(研修)

第8条 市は、推進員として必要な知識の修得と、その資質の向上を図るため研修会を実施する。

(活動報告)

第9条 市長は、推進員に対して必要に応じ活動状況の報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

※参考

平成8年10月1日から施行されている